

飯舘村と川俣町の地域活性化及び教育振興に関する包括連携協定書

飯舘村及び川俣町（以下「両自治体」という。）は、次のとおり地域活性化及び教育振興に関する包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両自治体を持つ資源を有効活用し、相互の連携及び協力を図ることにより、地域活性化及び教育振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両自治体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力して実施する。

- （1）東日本大震災に起因する原子力災害による被災者と避難先地域の交流に関すること。
- （2）スポーツや文化等を通じた交流に関すること。
- （3）教育環境の充実に関すること。
- （4）若者の移住・定住の促進に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（推進体制）

第3条 前条の連携事項の推進を図るため、取組みごとの基本的な内容及び実施方法について、両自治体が協議の上、別途取り決める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する日から3か月前までに、相手方より書面による特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日から3年間、本協定は延長するものとする。なお、その後の有効期間満了に際しても同様とする。

（疑義の決定）

第5条 この協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、両自治体が協議して別に定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年9月29日

福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯舘村

飯舘村長

杉岡 誠



福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

川俣町

川俣町長

藤原 一二

